

金沢区地域福祉保健推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日金福第 2209 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、金沢区の福祉・保健・医療等の連携強化等を目的とした、金沢区地域福祉保健推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

（目的）

第 2 条 区長は、区内の地域福祉保健関係事業等に関し、次に掲げる事項について推進会議の委員に意見を求める。

- (1) 地域福祉保健施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの事業等に関すること。
- (3) 地域福祉保健計画の策定・推進・評価に関すること。
- (4) その他、地域福祉保健施策に関すること。

（委員）

第 3 条 推進会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 福祉、保健、医療関係団体の者
- (2) その他知見を有する者

（会議）

第 4 条 推進会議は、区長が招集する。

2 前項の会議は、年 1 回以上開催することとする。

（庶務）

第 5 条 推進会議の庶務は、金沢区福祉保健課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。